平成２４年（フ）第１５９９号
北海道江別市野幌若葉町85番地の６　ＡＭＳ野幌若葉103号室
債務者　加藤　清人
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６０８号
札幌市厚別区厚別西４条３丁目２番10―501号
債務者　中山　祐二
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６４０号
札幌市西区発寒４条７丁目６番16号
債務者　小倉　千穂
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
北海道留萌市栄町３丁目３番１号
債務者　山内　一泰（旧姓廣木）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第１３号
北海道留萌市栄町３丁目３番１号
債務者　山内　弘美
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第４２７８号
大阪府吹田市古江台６－２－８　千里寮、住民票上の住所大阪府守口市東郷通１丁目２番27号
債務者　田畑　義則
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３６１号
大阪府門真市野里町27番19号
債務者　大土居康一
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６４号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目１番１―106号
債務者　奥村　美代（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６５号
大阪府豊中市箕輪２丁目13番36―406号
債務者　岩本健太郎
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６６号
大阪府豊中市箕輪２丁目13番36―406号
債務者　岩本美恵子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６８号
大阪市北区本庄東２丁目４番２―1149号
債務者　石川　　努
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４７０号
大阪府吹田市内本町３丁目18番19号
債務者　興津　照美
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５号
東京都福生市武蔵野台２丁目13番地第３市営１―202
債務者　三ツ橋　温
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６７９号
東京都八王子市元本郷町３丁目14番１―402号
債務者　吉下　弘美（旧姓石川・木村）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８１４号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目51番地の30
債務者　鈴木　優作（旧姓高丸）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４６号
東京都三鷹市新川３丁目４番16号千代田荘101
債務者　金森　忠志
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３２４号
静岡県浜松市北区細江町気賀10178番地の115
債務者　山田　綾子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係